

県民主役の県政の会 渋谷哲一です。

会派を代表して、一部反対討論を行います。

今議会に提出されました議案第1号、令和3年度青森県一般会計補正予算案、議案第13号、青森県道路公社が行う第2みちのく有料道路の料金徴収期間延長について、

及び、報告第1号専決処分した事項の報告及び承認を求める、の件、新型コロナウイルスワクチン接種会場設置運営事業について、に反対致します。

議案第2号から議案第12号まで、及び報告第2号に賛成いたします。

以下、反対の主なる理由を説明いたします。

まず議案第1号です。

今回の補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症の、感染防止対策の推進と医療提供体制の確保に取り組むためのものであり、来るべき第6波に備えるとともに感染拡大を最大限防いでいくための重要な役割を担うものと考え、新型コロナウイルス感染症対策の全ての予算には賛成する立場であります。

県執行部の皆様には、いかに県民の命と暮らしを守っていくのかという視点に立ち、速やかなる事業への取り組みをお願いいたします。

議案第 1 号に計上されました歳入予算のうち、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る損害の賠償金に反対を致します。

今回計上されたものは、平成 26 年度と 27 年度分の東京電力福島原発事故に係る損害賠償請求中、県の請求額に至らなかった賠償金のうち、主に放射性物質検査費用に対して、県があっせん申し立てを行い、和解に至ったものです。

あっせん申し立て額、186 万 3070 円に対して、和解額は 73 万 2300 円。差額の 113 万 0770 円は、認められませんでした。その理由は、検査費用に関しては、国が財政措置しているため、賠償の対象としない、とのことでした。

本県は、福島原発事故により放射性物質による風評被害を受け、未だに海外では、本県からの農水産物の輸入を禁止している国もあり、事故を起こした東京電力の責任は、免れません。津波による浸水被害の危険性を指摘する声に耳を傾けることもなく事故を引き起こしてしまった福島原発事故は、まさに不作為の人為的事故と言わざるを得ません。したがって、東京電力は、事故による影響に対する責任があり、今回の検査費用は、当然東京電力が支払うべきです。

県は、損害賠償金を、満額求めるべきであり、今回の和解に反対を表明し、和解金を県が受け入れることに対して反対致します。

次に議案第 13 号、青森県道路公社が行う料金徴収期間延長についてです。

第 2 みちのく有料道路は、30 年間の料金徴収期間満了時、当初の計画通り、無料開放すべきと考えます。

主に 3 つの理由からです。

1 つ目は、第 2 みちのく有料道路は、青森県内の都市間を結ぶ生活道路であるという事です。

県土整備部長が質疑で答弁していましたが、有料道路事業の主たる目的は「早期に道路整備を行う」ことです。あれから 30 年。既に、目的は達せられたのではないのでしょうか。

この道路は、県民全体のためであり、いつまでも料金を払える人だけが使用するという状況は、青森県として本来あるべき道路整備事業の在り方に反します。

他県では、借入金が残っていても前倒しで無料開放した事例も数多くあります。

2 つ目は、県の有料道路政策の矛盾です。

青森中央大橋有料道路は、74 億円もの借入金を県が整理して徴収期間満了時に無料開放しました。当初の計画より利用者がかなり少なく、徴収期間を延長しても借入金の返済を見込めないことが理由でした。

同じ青森県に住みながら利用者が少なければ無料開放し、利用者が多ければ、受益者負担と称して、借入金を返済するまで有料期間を延長する。

これが本当に公平といえるのでしょうか。現在整備中の上北自動車道も下北縦貫道も無料開放する予定です。なぜ、第2みちのく有料道路だけが、いつまでも有料であり続ける必要があるのかと甚だ疑問を感じます。

同じ理由で、みちのく有料道路、青森空港有料道路も速やかに無料開放すべきと考えます。

青森中央大橋は、有料期間中は、利用が低迷していましたが、無料開放とともに、必要不可欠な生活道路として愛され、利便性が飛躍的に向上したことに對して多くの県民から感謝されております。

第3に無料開放によって県民が受けるメリットは、計り知れないということです。第2みちのく有料道路のあり方検討委員会の報告にもありましたが、無料開放によって並行する一般道から1日約6600台の交通が転換されるということ、それによって一般道における交通事故の減少が見込まれ、10年間で約93億円の便益効果が見込まれることが指摘されています。特に、交通事故の減少は、人命にもかかわる問題であり、お金には換算できない、重要なポイントです。

更に、今年縄文遺跡が世界遺産登録され、これから県内に散在する遺跡群を周遊していただくため県を挙げて取り組んでいる所であり、そのための道路網の整備は、重要な課題の一つではないでしょうか。

県は、クリスタルバレー構想の中核であるオーダーメイド型貸工場が破綻した時も、約 20 億円もの残債を税金で整理したように、県が行う事業が失敗するたびに血税を数億、数十億単位で投入してきました。

それにもかかわらず、多くのメリットがあり、県民が喜び、青森県の明るい希望とも成り得る無料開放を県として、なぜ決断できないのでしょうか。

無料開放された第 2 みちのく有料道路を新たに利用する車両には、運転者だけしか載っていないと仮定しても、最低でも年間、延べ 240 万人もの方々が新たに利用すると予想されています。無料開放すべきと考え、反対致します。

最後に、報告第 1 号、新型コロナウイルスワクチン接種会場設置運営事業についてです。

ワクチンの広域接種事業そのものに反対するものではなく、事業運営委託の契約方法と契約内容が開示されず、関連経費が適正かどうか判断できないため、反対いたします。

今回の新型コロナウイルスワクチン広域接種事業は、そもそも国がワクチンの接種を 11 月までを目途に終えるため、国民への接種を加速させたいとの事情から始まっており、時間的余裕がないという理由で、専決処分されました。

しかしながら、その契約の方法は、入札やプロポーザルによるものではなく、一部上場されている大手旅行会社の青森支店との 1 社随意契約とのこと。複数社から見積もりを取ったわけでもないため、契約内容を確認しようとしたところ、企業秘密だとして詳細な契約内容は、開示されませんでした。その契約金額は約 2 億円。主に県内 3 市で行われる接種会場の運営、コールセンターの運営、そして、ウェブからの予約管理とされています。これだけの税金が使われているにも関わらず、県民にその詳細が知らされない事自体、問題だと考えます。

いくら急を要し、国のお金で支払われるからと言っても、私たちが収めた税金に変わりはありません。少しでも経費を削減する努力も必要です。

昨年から、様々なコロナ対策が行われてきました。その都度、私たちは、コスト意識を持ち、公平に、そして、できるだけ厳しい環境に置かれている県内企業と協働して県民の暮らしを守っていく努力をしていく事を訴えてまいりました。

契約方法と契約内容に反対し、以上で一部反対討論を終わります。